

第10回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

会 議 録

平成16年11月13日（土）開催

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局

第10回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会臨時会 会議録

開催日時	平成16年11月13日(土) 13時開会 15時57分閉会			
開催場所	白河市役所 正庁			
委員出欠状況	出席者(委員37名 顧問2名) 欠席者(3名)			
傍聴者	一般42名 報道 8名			
職名	氏名	区分	市町村名	出欠
会長	成井 英夫	第1号委員	白河市	○
副会長	滝田 国男		表郷村	○
	渡部 泰夫		大信村	○
	根本 暢三		東村	○
委員	横井 孝夫	第1号委員	白河市	○
	中根 静		表郷村	○
	大谷 英明		大信村	○
	水野谷 正明		東村	○
	大高 正人	第2号委員	白河市	○
	荒井 一郎		表郷村	○
	藤田 清		大信村	○
	西村 栄		東村	○
	三森 繁		白河市	○
	矢口 秀章		表郷村	○
	星 吉明		大信村	○
	我妻 茂昭		東村	○
	深谷 久雄	第3号委員	白河市	○
	穂積 栄治		表郷村	○
	鈴木 勇一		大信村	○
	藤田 久男		東村	○
	和知 繁蔵	第4号委員	白河市	○
	大越 喜平			○
	柳 恵子			○
	佐川 京子			○
	金内 貴弘			×
	和知 幸男		表郷村	○
	滝田 知守			○
	緑川 正年			○
	深谷美佐子			○
	鈴木 克彦			○
	添田 勝治		大信村	×
	大竹 徳一			×
	大戸 文治			○
	橋本 良示			○
	添田 潔恵			○
	鈴木 勝則		東村	○
遠藤 公彦	○			
藤田 小一	○			
金澤 幸子	○			
矢田部兼一	○			
顧問	友部 俊一	福島県県南地方振興局長		○
	斎須 秀行	福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事		○

事務局	事務局長	木村 全孝	次長兼調整班長	鈴木 昌美
	総括次長 (総務・調整担当)	加藤 俊夫	調整班主任	菊地 功
	総括次長 (計画担当)	中島 博	調整班主任	菊池 浩明
	総務班主任	遠藤 修一	調整班主任	鈴木 雄二
	総務班主任	鈴木 和彦	調整班主任	鈴木 正和
	次長兼計画班長	角田 一郎	調整班主任	大竹 正紀
	計画班主任	森 健志		
	計画班主任	我妻 真一		
	計画班主任	鈴木 亮		

第10回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会臨時会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

3 議 事

(1) 会議録署名人の指名

(2) 協議事項

協議第13-2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第61号 地域自治区の設置に関する協議について

協議第62号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第63号 各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務／交通関係）につ
いて

(3) 継続協議事項

協議第60号 新市建設計画（案）について

(4) その他

①第11回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について

②その他

4 閉 会

午後 1時00分 開会

○事務局総括次長（加藤俊夫） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会臨時会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます協議会事務局の加藤と申します。よろしく願いをいたします。

なお、今回の協議会に関する資料につきましては、前回の第9回の会議資料を使用させていただきますので、ご了承願います。

それでは、早速、次第に沿って会議を進行してまいりますので、よろしく願いをいたします。

初めに、本協議会会長、成井英夫よりごあいさつ申し上げます。

よろしく願いします。

○会長（成井英夫） 本日ここに第10回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の臨時会を開催いたしましたところ、協議会委員の皆様方におかれましては、急な開会となり、また土曜日の午後というせっかくのお休みの折にもかかわらずご出席を賜りまして、厚く感謝申し上げます。

ご案内のように、前回、11月10日開催の第9回協議会におきましては、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、委員の皆様から様々なご意見等を頂戴いたし、協議を進めてまいりましたが、その場における調整は困難であると判断し、途中で協議を打ち切らせていただいたわけでございます。それを受けて、本日、臨時会の開催となったものであります。今後のスケジュール等を考慮すれば、これ以上結論を先送りすることは大変厳しいのではないかと考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、こうした事情をご賢察の上、お互いに尊重・理解し合いながら、一定の方向性を導き出すため、真摯なご協議が進められますよう、特段のご配慮をお願い申し上げたいと思うところです。

終わりに、今後とも当合併協議会の円滑な運営に対して、ご参会の皆様のごさらなるご理解・ご支援をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○事務局総括次長（加藤俊夫） ありがとうございます。

それでは、議事に入りますが、協議会規約第9条第4項の規定により会長が議長を務めることになっておりますので、この後の議事の進行につきましては会長の方でよろしくお願いをいたします。

○議長（成井英夫会長） それでは、規約の定めにより暫時議長を務めさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、まず協議会規約第9条第3項の規定に基づき、本日の会議の成立要件につきまして事務局から報告をお願いいたします。

○事務局総括次長（中島 博） 本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。

協議会委員40名のうち出席委員は37名であります。協議会規約第9条第3項に定める半数を超える委員の出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

次に、傍聴席における写真等の撮影及び録音の許可についてお諮りしたいと思います。

本日の会議においては、写真等の撮影及び録音について、これを許可することとしてご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、本日の会議における写真等の撮影及び録音についてはこれを許可することといたします。

それでは、これより議事を進めてまいります。

初めに、本日の会議録署名人を指名させていただきます。

会議録署名人としまして、白河市の佐川京子委員、表郷村の荒井一郎委員、大信村の大谷英明委員、東村の金澤幸子委員の4名を指名させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、前回、協議をいただきました協議第13-2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを協議させていただきます。

なお、11月10日以降、議長幹旋案として私の方から提案をさせていただきました。内容につきましては、まず特例措置を認めるという1つの方式、それに伴いまして定数を30名とさせていただき、大選挙区として選挙を平成19年4月30日の任期満了に伴いまして行うということ、そして議員の報酬等につきましては各市村の現在の報酬等についてそのまま継続する、ただし表郷村の場合には、現在、報酬を減額しておりますので、それを減額前に戻すという幹旋案を出させていただきました。それにつきまして、いろいろ皆様からご意見等があるかと思います。合併というものをそれぞれの市村が行いたいという気持ちは同じであると再確認しております。皆様から貴重なご意見があると思いますが、どうか今までの経過よりも将来の魅力ある新市をつくるということにおいてのご議論をお願い申し上げたいと思います。

それでは、皆様からご意見、お伺いしたいと思います。

穂積委員。

○穂積栄治委員 表郷の穂積です。座ったままで失礼させていただきます。

ただいま議長の方から議長案ということで提案があったわけですが、まずその議案、提案に入る前に、表郷を代表して、一言、先日の協議会について白河の委員の皆さんが誤解されている面、あるいは1つ確認をしたい点ありますので、ここで発言をさせていただきたいと思います。

初めに、白河の委員さん方が私たち村部の委員の協議に臨む姿勢について大変な誤解をされているように感じますので、そのことについて説明をいたします。

私たち委員は、それぞれの立場を代表してこの協議会に参加していることは、私が言うまでもありません。私たち表郷の委員も、それぞれの立場を代表してこの協議会に臨んでいますし、また発言は

それぞれの立場を代弁して発言をしています。特に表郷村では、協議会前にそれぞれの検討会を開いています。住民を代表される方は住民の方々の合併を考える言いたい放題サミットという会で、この協議会の事務局の提案事項に沿った形で検討会を進め、この協議会に臨んでいるわけです。また、私たち議員も協議会前に合併問題研究会の開催をし、協議会の事務局提案事項について十分な検討をし、さらに住民の意見をできる限り伺い、この場に臨んできたつもりです。

ですから、一度協議会で確認したことについて強引に変更を迫るような無責任なことにはなりません。表郷村委員の共通認識として、協議会で決定したことについて村民の皆さんに対しきちんと説明できる、そして責任の持てるしっかりした協議会での話し合いをしておきたいという、そのことが一致した考え方です。そうすることは、この枠組みでの合併を成功させる最善の策と考えております。

また、私として、ぜひともこの協議会を成功させたいと思う気持ちは皆さん方と同じです。表郷の委員さん全員の気持ちも同じであります。そのような気持ちから、時には語気が強くなったりし過ぎたときもあり、その点は反省するところもありますが、表郷の主張した項目は、全体がよりよくするための主張であって、決して村だけがよくなるような項目を主張したつもりは一度もありません。今までに修正された項目が幾つかありますが、すべては村民の立場、あるいは市民の立場から考え、我々委員が責任を持って説明をし、住民がぎりぎり受け入れてもらえるであろうと思われる最低ラインでの妥協であったと思います。決して強引な話ではありません。

合併は協議会だけの話し合いで納得したのでは成功しないと思います。また、一部だけの地域にとって有利な話し合いの結果であってはなりません。村民も市民も互いに理解し、そして協議会での決定事項がお互いに許容し合える話し合いの結果でなくてはならないと思うわけです。私は、そうした答えをこの協議会で導き出さなければならないと思うわけで、そのことは並み大抵ではないことは十分知っています。今まで決めてきたことについて、表郷村の現状と比べた場合、負担やサービスが同じ程度で済むかといえば、決してそうではありませけん。ですが、できる限りの説明責任を果たし、そして住民の方々に合併の理解をしていただいて成功させたいと、いつもそういう思いで真剣に協議会に臨んでいます。今まで、こうした考えのもとに協議会に臨んできたことが、白河の委員さん方に強引と受けとめられたのではないかと非常に残念に思うわけです。

そして、そのような誤解が、先日の白河市の協議会での発言となったと私は受けとめています。協議会には多くの同僚議員が傍聴に来ています。白河の皆さん方の発言されたことを聞いて、さまざまな思いを持たれていたようです。それで、ぜひ我々のその思いをこの協議会の場で伝えてくれということも承ってきております。

読ませていただきます。我々村から見て、白河の議員さん方は大変心が広く、わがままな弟分の村部をきっと取りまとめられると信じていました。そして、今も信じています。市民の立場や市民だけが納得するような、まさかそんな考え方をしているとは思ってもいませんし、今も思ってもいません。まさか、この枠組みの合併を否定するような発言をするとは思いませんでしたし、思ってもいま

せん。まさか、相手の村の財政、懐事情についていいとか悪いとか、できるとかできないとか、そういったことを言われるとは思いませんし、きっと言うてはいなかったのではないかと考えています。白河市の皆さん方には、全部の方がそうした考えではないことは十分知っていますが、先日の発言を聞きますと、大変不信感を抱くのは当然だと思います。

そこで、先日の発言が白河市民の総意なのか、その辺について、白河市の議会の立場から、ぜひ議長さんにお話を伺いたと思います。よろしくお願ひします。

○議長（成井英夫会長） ただいまのご意見であります、大高議長さんの方からご意見がありましたらばお願ひいたします。

○大高正人委員 白河の議会側の考え方はどうなのかということでございますが、そういった面では、議会側としては合併に反対だというような意味ではございませんし、これから将来のことを考えながらいったときに一番問題なのは、今合併は何だということ、やっぱり財政、そしてこれから先のよりよい市をつくっていくということになれば、いろんな問題があるわけでございます。

私、ご承知のとおり、小委員会の委員長ということでもなりましたけれども、それでまた話は出ますけれども、何回も繰り返したくはありません。これらについては、1市2村についてはおおむねそういうことで決定したことは事実でございます。しかしながら、今度東村さんが入ってくることにあって、また話がどういうことになるかということにおいてなつたわけでございまして、そういった中で今度その話が出てきた中で、市民の方から議員は多過ぎるのではないかとか、そういう話が出たものですから、慎重にこれはしていかななくてはならないというようなことでございまして、村の方がどうかとか、白河がどうのこうの、こういうことではございません。

議員の方も、将来合併してどうなっていくんだというようなことを考えながらやれば、やはり非常に先行きも決して読めるわけではございませんよ。そういった中で、簡単に、はい、はいというわけにはいかないところがあると思うんですよ。そういったところを詰めに詰めて、そしてでき上がったものはいいことであろうと、こう思います。議員の中で合併を止めましょうなんていう人はおりませんから。そういったことで、また立派だとか立派でないということでなくて、同じテーブルでこれが出たんですから、やはり仲よくできるご相談が必要ではないのかなと、このように思っております。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 基本的には皆さん同じだと私は思っております。やはり今回いろいろ投げかけさせていただきましてところにおいても、それぞれの立場において、やはりいい市をつくっていく、そしてそれぞれの地域をやはり真剣に考えていこうと、それは同じだろうと思います。でありますので、穂積委員さんもお質問があるかとは思いますが、本当にみんな気持ちの中においては私は真摯な気持ちだと思いますので、どうか心情をお酌み取っていただいて、質問をお願い申し上げます。

佐川委員。

○佐川京子委員 白河市の佐川です。

この協議会はいい合併をするための話し合いだと思っておりますので、次の段階ということで前回の話の繰り返しではなく、先ほど会長の方からもお話があったわけですが、その点について、私は前回、在任特例は何としても認められないということをお話ししたわけですが、今日は在任特例をどうしても認めたいという皆さんから、在任特例を適用した方がいい理由をきちんと説明願いたいと思います。

どなたに質問すればよいかわからないんですけれども、在任特例を認めていただきたいと考えていらっしゃる方から説明をお願いしたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 議長としまして、幹旋案を出したことは、将来のビジョンを考えているときに、それぞれの立場においてきちんと意見を言うていただく、またそのビジョンが遂行されるかということやはり見ていくという必要はあろうと思ってきました。そういう中において、今後の新市の在り方、その中において当初予算を2回組むことになろうと思います。その中において、やはり選ばれてきた皆様方が、私は一つ一つ、一步一步だと思いますが、前進できるかどうか、それは大きな私は義務であろうと思っております。そういうことの中において、議長幹旋案として在任特例ということを出させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

佐川委員。

○佐川京子委員 今、議長の方からお話がありましたけれども、私も在任特例ということでいい合併というふうになれるのであれば、それが一番いいことだと思います。ですけれども、特例はやはり市民の立場としては、一住民としては認めることはできないという理由も前回幾つかお話ししたと思うんです。昨日もNHKの「クローズアップ福島」という番組で、県内の合併のことを特集しておりました。

私も昭和の大合併の際に、合併をした白河市は翌年の昭和31年からいわゆる赤字債権団体に陥ったという話は聞いております。そのことも番組でやっけていまして、そのほかにも40数団体県内であったそうですが、そうってしまった理由が3つほど挙げられておりました。その中に、合併の際にいろいろ駆け込みで事業をやっけてしまっけて、合併をしてみっけて、開けてみたら赤字がさらにすごかったという理由、それともう一つ、この話し合いでのことは私も真剣に考えてきたつもりですので大丈夫だろうとは思っけてすけれども、協議事項にいろいろなことを盛り込み過ぎて結局のところは賄えなかった、その理由というのは、やはりその駆け込みでの負債が多かったということもあると思っけてすけれども、そのようなことがテレビで報道されていまして。

これは実際に昭和の大合併であったことですので、白河は過去にそのことを身をもって体験しているわけで、今回の合併は本当に大丈夫なのか、将来のことだからわからないと言っけてしまえばそれまでなんですけれども、この協議会で話し合われることは一番やはり大事なことで、やはり真剣にもう一度話し合っけて、大丈夫、やっけていける、それからお互いの信頼関係はもちろんですけれども、この

間お話ししましたように、何億何億という形で来ると、住民としては本当に大丈夫なのか、また二の舞になりはしないのかという不安があります。

今、その不安を話しても仕方がないわけですが、とにかくもう一度、在任特例をやってもきちんとやっていけるというような説明、それから在任を認めなければならない理由をすみませんが、もう一度きちんと、1つの理由は前回、前々回のときに、協議会で話し合われた事項がそのまま新市になって実行されていくのかどうかを見届けたいという理由はお聞きしていますけれども、その理由だけでしょうか。そのほかに、もっときちんと説明いただきたいのですけれども。

○議長（成井英夫会長） 基本的には、私の方からお話しさせていただきます。

この財政的な問題については、やはりどのように財政が動くかということを検討してまいりました。その中において、合併後10年後、基金並びに財政調整基金を約40億円積むという今の試算でやっております。今後の地方財政のあり方、それが今議論になっておりますので、それが確かかと言われた場合には、問題が起きる可能性はありますが、その辺は十分に踏まえて財政計画を立てているわけですので。そういう中で行っておりますので、私の今の状況でいった場合には、財政的にはお互いに考えていけば成り立つというふうに考えております。

また、新しい市において新しい議員というお話がありますが、新しい袋に新しいものを詰めるということの意味しているんだろうと思います。そういう中においては、先ほどお話しさせていただいたように、平成19年4月30日の満了をもって大選挙区で行えば、私はその全市的な意味合いが出てくるだろうということにおいての斡旋案でありますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

矢口委員。

○矢口秀章委員 表郷の矢口でございます。

今の会話を聞いていまして、私は表郷村としては、次に協議会にかかる議案を議会は議会なりに同じ資料に基づいてそれぞれの意見を述べ合ってもらって、どういう立場で臨むのか、今の在任特例がなぜいいのかということをご質問するのなら、やっぱり白河は白河市として代表を送ってきているわけですから、その代表間の中で討議してくる議論ではないのかと思います。

そういう点では、表郷村では合併が、今いわゆる地方分権の名において地方交付税、補助金がますますカットが厳しくなってくると、そういう中でこの地域をどうするんだという論議の中から、合併も大事な選択肢の一つだということで独自に勉強会をやったり、予算の今後の見通し会をやったりしながら、合併も非常に大事な選択肢の一つとしてやってきたつもりです。当然、財政が厳しいものですから、村長の給料の2割カット、あるいは議員定数をさらに2名カットして、今現在は1割の議員報酬を削減し、今年からは議員の費用弁償まで返上しながら住民に対するサービスを図ってきております。

そういう中で、合併をどう成功させるんだという観点から論議していますと、私はどうしてもこの枠組みの信頼関係の上に立たない限り、合併はいい合併とは言えないんじゃないかという観点から物

を申してきたつもりです。そういう観点からいいますと、8月10日の合意と11月10日の話が全然進んでいるどころか悪化しているような状況に見えました。本当にいい合併というのは、誤解を招かないためにもいろんな論議をし、信頼関係を高めていくことこそがいい合併だと思っています。そういう点では、先ほど表郷の穂積委員の方から発言がありましたように、11月10日の白河市側の発言には非常に残念なものを感じました。

それぞれの代表が、この場に集まってきているのはそれぞれの地域を代表して来ているわけですから、そういう論議をする際にはそれぞれの組織で解決してくる必要性は相当あるかと思っておりますので、私の意見を申し上げさせてもらいました。

○議長（成井英夫会長） それでは、協議会の方を進行させていただきます。

今までのことにつきましては、これにて発言を控えていただきたいと思います。今後、在任特例にするのか、そして将来をどうするのかという意見に統一していきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

藤田小一委員。

○藤田小一委員 東村の藤田です。

前回、佐川委員さん、また柳委員さんも、在任特例を使った場合の議員経費の差額ですね、1億8,000万円という数字を出されましたよね。これは私も認識しております。それで、その経費の方、財政の方、具体的な数字を申し上げますので、ご理解願いたいと思っております。

1億8,000万円は確かに経費はかかります。しかし、19年4月の統一地方選と一緒に市議選を行いますと、試算として、1回の選挙で約2,115万円位の節減になるんです。今まで例えば単独で市議選をやった場合の経費よりも、それですと大体3,600万円ぐらにかかるとは、それが約2,115万円の節減になるんです。向こう20年間でやった場合になると1億2,700万円の節減になるんです、減るんですよ。ですから、確かに一度、1億8,000万円の負担はかかります。しかし、将来4年後、4年後の選挙に2,100何十万円かの経費が削減されていきます、どんどん。将来的には経費節減に逆行するということはないと思っております。具体的な金額の面で私が試算した限りではそういうふうになっております。

なお、細かいことが聞きたかったらば、私の方をお願いいたします。

以上です。ですから、在任特例でいってほしいと思っております。以上です。

○議長（成井英夫会長） 尚、付け加えておきますが、白河市の前の市議会の選挙においては約4,100万円かかっております。

三森委員。

○三森 繁委員 白河の三森でございます。

ただいま議長案が提示され、白河市として話してきたこと、主張してきたこと、今後ここでまとめたいと思っておりますので、暫時休議をお願いしたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 深谷美佐子委員。

○深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

今、議長さんの方から特例を認め大選挙区で行う、報酬は現行のままという提案がなされましたけれども、この協議の場では特例を認めるか認めないかを決めて、その後に選挙区をどうするか、その後報酬をというふうに、段階を経て協議していくのか、1つ、この3つの点をまとめて協議をしていくのかの確認をお願いいたします。

○議長（成井英夫会長） ただいまご意見がありました。

皆様の方でご意見があればお願いします。

藤田久男委員。

○藤田久男委員 東の藤田です。

これはセットで協議した方がよろしいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（成井英夫会長） 今、藤田久男委員の方からは一括でということであろうと思います。ほかのご意見ありますか。

深谷美佐子委員。

○深谷美佐子委員 私ども表郷の住民代表の委員は、住民との集会を持ちまして、そこで協議をしてくるものですから、ただ表郷の住民代表としては選挙区での意見は取りまとめてきませんでしたので、一緒にされると住民代表としての意見が言いづらくなってしまいます。

○議長（成井英夫会長） これにつきましては、議長斡旋案としまして、各市村の議長さんには私の方からお伝えしてあります。なぜ一括なのかという場合に、別々であった場合には、またそこにおいて問題が提起されます。できましたら一括ということで私の方からはお話を申し上げましたので、ご理解をいただきたいと思います。

大高委員。

○大高正人委員 暫時休議をいただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 藤田清委員。

○藤田 清委員 大信の藤田です。

まず、暫時休議の前に、私ども大信村の話合ってきた結論を話させていただきたいと思います。

1年半の在任特例とこの大選挙区を一括でという連絡を受けました。そういう中で、今日9時から村としても議員全員を集めまして、10時半からは合併協議会の委員さんも参加いたしまして協議をいたしました。そういう中で、まず今回は一括で話は持ってくるだろうという中で、村としてもその一括に関する協議をやってきました。その中で、単刀直入に大信村として一応の方向付けを見たので、大信村の考え方を話させていただきます。

まず、大選挙区、小選挙区、まず正直言って、議員の中では半々います。そういう中で、小選挙区にした場合に、どういうふうな形で小選挙区の大信村としての希望を出すのかと。大信村は小選挙区

で何とかお願いしたいという声が若干多かったです。というのはなぜかといいますと、大信村有権者数3,700、投票率からいくと3,200がどんなことがあっても有効投票数として上がります。今回のこの大選挙区に持っていった場合、定員30名でこの1市3村の有権者数から見ると、1人平均1,200くらいの平均の票数になるのではなかろうかと。そこから投票率を考えても、1,000票が大体平均の数字にいくんではなかろうかという話もありました。そういう中で、3,200あれば大信村としては大選挙区でも何とか3人はとれるだろうという話まで出ました。しかし、村としてこの3,200がびったり3人に振り分けられて市会議員として上がってこれる保証はどこにもないです。そういう中で、村の議員としては、その大選挙区の博打はなるべく避けて、安全なる3人候補をとった方がいいであろうというのが村の議員の考え方です。

それはなぜかといいますと、大信村は過疎化が進んでおります。さらには農村地帯であり、合併になった場合に地域の格差が出てきて、村がだんだん寂れてしまうんじゃないかと、そういうためにも最低の議員数は確保しておきたいというのが村の考えでございます。ですから、今回、我々大信村としましては、大選挙区、これも考え方として3人とれる票はあるかもしれませんが、万が一1名、またはゼロになる可能性もあるんです、大選挙区になった場合には、とれる可能性もあります。しかし、無難にいけば3名を1つ小選挙区でいただけるならば、均等割1名の、あと人口割2名の3名で何とかご理解いただければ幸いかなということで、大信村としては3名という数字を辛うじて今日は出してきております。

そういう中で、大選挙区をやっても小選挙区をやっても、人数的にそんなに変わらないかもしれませんが、万が一の場合には大信村は減る可能性もあるということで、大信村は安全の方をとらせていただきたいと、村の中の委員さんとも総合的な話し合いはここで収まってきております。そういうところで、ひとつ白河の市民の皆さん、そして議員の皆さんも、村のこういう弱いところも温かく見守って受け入れていただきたいなというふうに私からはお願い申し上げます。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

今、大信村さんとしては在任特例、小選挙区というお話だったと思います。

なければ、暫時休議とさせていただきますが、ただいま部屋を準備いたします。4階の委員会室を各市村の方で、今張り紙をいたしますので、少しだけお待ちください。

午後 1時52分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（成井英夫会長） 協議を再開させていただきます。

ただいまの協議の結果について説明をお願い申し上げます。

大高委員。

○大高正人委員 ただいま暫時休憩の間に、白河の方の考え方、時間もかなり迫っておるといふ方々

からいろんな意見が出ました。難産でございますけれども、やはりそれではこのまま長々やってもあれだろうということで、いろいろ意見はありました。しかし、在任特例を認め、そのかわり大選挙区でやっていただきたいというのがまとまった意見でございます。

以上でございます。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

それでは、荒井委員。

○荒井一郎委員 この協議第13-2号に対しては、表郷村では在任特例の方は審議したんですが、議員定数、選挙区制に対しては審議がそこまで進んでいないので、今回はこの議案を持ち帰り、再度村民と議員全員で協議して、次回までには結論を出したいと思いますので、今日は持ち帰らせていただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 西村委員。

○西村 栄委員 東村の西村です。

東村としての考えを申します。村としての考えは、大選挙区、小選挙区の問題は昨日も話し合い、今日も話し合いましたけれども、半分半分とって、まだ結果はまとまっておりません。この問題は、やはり次回に持ち帰り検討すべきと思います。

私から申しますと、白河の方では在任特例を白河側で認めたから、村側では大選挙区を認めてほしいという件ですが、在任特例の件は在任特例で決定すべきであって、その後の選挙問題についてはその後で審議すべきと私は思っております。交換条件のように聞こえますが、それでは不信感が生まれる第一の問題だと思います。白河市側と村議との間で不信感は解けないと思いますので、お互いに信頼感を持って審議してください。

また、白河市側では、議長さんと委員長さんが在任特例を委員さんの方に納得させたというようなお話でございますが、本当の気持ちで委員さん、議員さんが納得したかどうか、私は伺いたいと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 大高委員。

○大高正人委員 先ほども申し上げたとおり、そういうことでお互いに信頼できないというようなことでこれからの会議を持っていったらば、決まるものも決まらないと思いますよ。決して私はそういうことでこれを、先ほどから言っているように、だめにしようとか何かという問題ではございませんので、お互いにそこらはやはり詰めて詰めてできることでやっていくのが本来の筋じゃないかというように思います。

○議長（成井英夫会長） それでは、ほかにございませんか。

星委員。

○星 吉明委員 大信の星です。今、どこの市村も在任特例という声が聞こえました。在任特例が決

まり、大体その声が出ましたら、設置の話がよく今出ております。小選挙区だ、大選挙区だと。その前に確認したいことが2つほどあるのではないかと思います。

それは、やはり期間ですか、19年4月までの在任特例をやったならば、19年4月の統一選挙までということをお小委員会でも全会一致で確認しております。

もう一つは報酬の問題、これがやはり小委員会でも2段階方式ということで、現在の報酬でやっていきたいと思いますということが小委員会でも全会一致でもこれも確認済みとなっておりますが、在任特例がこの法定の方で再確認をとりました以上は、なおこの会で再確認をひとつお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 先ほど議長幹旋案を出したわけですが、交換条件ではないかというお話がございました。私はそういう気持ちで出したわけではございません。やはり住民側からの意見もあるわけがございます。そういう気持ちを考えた場合には、住民として新市のものは新議員でというお気持ちも出ていたと思っております。そういう中において、やはり平成19年、決定しているわけではありませんが、そういうところでは大選挙区が最もふさわしいのではないかと考えまして幹旋案を出させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

星委員からは、この在任特例の期間をいつまでにするのかと、その確認をどうしていくかということですが、先ほど出されたのは、すべて一括でやるべきではないかという意見もございました。それは協議会の各市村の協議に入る前にお話が出ておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

ほかにご意見ございませんか。

我妻委員。

○我妻茂昭委員 東の我妻です。

ただいまうちの方の議長が申されたことは、ちょっと言葉は荒かったかもしれませんが、そういった意味じゃなくて、交換条件とかそういうんじゃなくて、白河さんの方で出した在任特例、これは深く受けとめるという形でいきて、そして今まで小委員会の方でも大選挙区とか小選挙区というのは一度もこれは審議したことがないんですよ。ですので、新たにこの協議会で審議をしていきたいと、このように考えるわけがございます。ぜひその方向付けをお願いしたいと。そして、今日皆さんが申されたとおり、再度検討しようということもございますので、その点で会長の取り計らいをお願いしたいと思っております。

○議長（成井英夫会長） ほかにご意見ございませんか。

深谷美佐子委員。

○深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

私たち表郷の住民側も、言いたい放題サミットを緊急に開きまして、住民の意見を集約してからこの場に臨みたいと思っておりますので、継続審議をお願いいたします。

○議長（成井英夫会長） 同じ意見だと思いますので、ほかに違った意見ありませんか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） なければ、ここで皆さんにお諮りさせていただきます。

1つは、先ほども一括でというお話がございました。しかし、在任特例というものが全市村において提案されましたので、その方向において何月何日までと、あとは報酬の件、また選挙区の問題、あとは定数、これにつきまして次回の協議会の中において結論が出せるようにくれぐれもお願いをいたしまして、継続とさせていただきますよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） 異議なしということでございますので、継続とさせていただきます。

次に、皆様にお諮りさせていただきます。

本日の議題、皆様の方にお手元にありますが、まず地域自治区の設置に関する協議、議事の61番、62番、事務組織及び機構の取扱いについて、63番、各種事務事業の取扱いについて、継続60号 新市建設計画（案）にあるんでありますが、地域自治区につきましては、議員の在任という一致が認められていますので、協議に入っていいかどうかをまず皆様にお諮りします。

ご意見がありましたらお願いをいたします。

矢口委員。

○矢口秀章委員 表郷の矢口ですが、この議案につきまして、選挙制度、選挙区によって自治区の果たす役割等も相当影響が大きいというふうに見えるものですから、あわせて継続にさせていただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） ただいまご意見が出ました。まさしく関連がございますので、継続ということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） それでは、継続審議とさせていただきます。

大変失礼いたしました。地域自治区については、まだ提案が終わっておりません。提案ということでご説明だけはしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） 異議なしということでございますので、協議第61号 地域自治区の設置に関する協議についてを議題といたします。

この地域自治区の設置につきましては、第5回合併協議会において承認をいただいております。今回は説明のみとさせていただきますので、ご理解のほどお願いします。

中島次長。

○事務局総括次長（中島 博） 合併協議会事務局総括次長の中島です。よろしく申し上げます。

地域自治区の設置に関する協議（案）についてご説明いたします。座って説明をさせていただきます

す。

資料の方は18ページからをお願いします。

地域自治区の設置に関しましては、ただいま会長からもお話がございましたように、第5回協議会でご承認をいただいております。その内容は、表郷村、大信村、東村の区域ごとに地域自治区を設けるということ、その設置期間を合併後の翌年度から10年間ということで平成28年3月31日までとするということ、それから特別職の区長を設置するという、この3点についてご承認をいただいております。その他の事項につきましては、別に協議するという事になっていたその他の部分に該当するものでございます。

その内容が19ページからの別紙、地域自治区の設置に関する協議（案）ということで添付してございます。この形式につきましてですが、地域自治区の設置に関しましては、合併そのものの議案、これは廃置分合議案というんですが、これとは別に各市村の議会にかけて審議していただいて、議決をいただくということになります。ということで、その議会で議決をいただく形式に沿った形でこちらに協議（案）ということでまとめたものでございます。

内容についてご説明いたします。

まず、第1条ですが、こちらは設置ということで、合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに地域自治区を設置するという規定でございます。

次に、第2条でございますが、こちらは地域自治区の名称及び区域ということで、区域につきましては、合併前のそれぞれの村の区域ということになりますが、地域自治区の名称につきましては、ここに（案）として表郷、大信、東ということで、村ですとか、区ですとか、そういったものを付けずに表郷、大信、東とだけするという（案）でございます。こちらにつきましては、町名、字名の協議の中でもご意見をいただきまして、村とか区とかをつけない方向性でご意見をいただいておりますので、その形に沿った内容で提案させていただきました。

次に、第3条ですが、こちらは設置期間ということで、合併の日から平成28年3月31日までということで、合併翌年度から10年間ということで、この点につきましては第5回協議会で承認いただいた内容をここに整理したものでございます。

続きまして、第4条、こちらは地域自治区の事務所につきまして名称、位置、所管区域を定める部分でございます。まず、名称についてですが、（案）としてそれぞれ白河市表郷庁舎、大信庁舎、東庁舎ということで正副会長会議の中でも十分に議論したわけですが、最終的には、住民の皆さんの呼びやすさというのを考慮いたしまして、庁舎という名称（案）といたしました。位置、所管区域につきましては、それぞれの現在の役場の所在地、所管区域はそれぞれの合併前の村の区域という形でございます。

次に、第5条、こちらは地域自治区の事務所の所掌事務でございます。これにつきましては、住民に直結したサービス、それから地域のそれぞれの特性を生かした施策、それから住民と行政との協働、

それから地域自治区内の庶務的な部分、それから地域協議会に関する事、こういった内容について規定したものでございます。

申しわけございません。1点、訂正をお願いします。この第5条の(7)のところなんです、前各号に掲げるもののほか「各総合事務所において所掌する」という記載がございしますが、ここを「各庁舎において所掌する」と訂正をお願いいたします。

続きまして、20ページをお願いします。

20ページの上、第6条、ここが区長の設置ということで、特別職の区長に係る部分でございます。

まず、第6条の第1項の部分ですが、区長の設置期間ですが、地域自治体の設置の日から平成22年3月31日までの期間に限り地域自治体にそれぞれ区長を置くものとするということで、この平成22年3月31日までの期間といいますのは、合併の翌年度から4年間ということになってございます。これは前までの協議の中で決定はいただいておりませんが、いろいろご意見をいただいた中で4年程度が適当ではないかというご意見が多かったという部分、それから区長の任期が2年であるということを見ると、偶数年が好ましいのではないかという点、それから自治体の設置の日から単純に4年にするという方法もないわけではないんですが、やはり行政の基本的な体制にもかかわる部分でございますので、年度の途中で区切ってしまうよりは年度末までとした方がいいという点を考慮しまして、合併の翌年度から4年間ということにして年度末までという(案)としたものでございます。

その下の第2項の部分でございますが、こちらは区長の選任に関する部分でございます。区長につきましては、当該地域自治体の行政運営に関してすぐれた識見を有する者のうちから市長が選任することになってございますが、これも自治体の設置の中でいろいろご意見をいただいた中で、区長の選任に当たって地域協議会の意見を参考とするというような部分をつけ加えてほしいというご意見がございましたので、その部分を後段になお書きで加えた形といたしました。

ただ、ここで1点ご承知おきいただきたいのは、実際の選任に当たっての流れなんです、まず新市になりますと、新しい市長の選挙ということで、こちらを合併から50日以内に行うこととなります。その後、ここにありますように、区長の選任に当たって地域協議会の意見を参考とするということになりますと、まず市長選挙が終わって新市長が決まった後、地域協議会の委員を選任いただいて地域協議会を設置すると、そちらの意見を聞いてから区長を選任することになりますので、合併後、実際に初めての区長を選任するまでの間は相当の期間を要することになります。その点だけご承知おきいただきたいと思っております。

次に第3項の部分ですが、こちらは区長の任期についてです。区長の任期は2年とする、ただし再任されることができるということで、こちらは法律上の2年以内というのをそのままとった形にしてございます。

続きまして、4項の部分、こちらは区長の行う事務に関する部分の規定で、円滑な行政運営と均衡ある発展に資するよう、市長、その他の機関及び当該地域自治体の区域内の公共的団体等と緊密な連

携を図りつつ担任する事務を処理するという規定でございます。

続きまして、第7条以降が地域協議会にかかわる部分でございます。

まず、第7条は、地域自治区にそれぞれ地域協議会を置くということ。

第8条は、地域協議会の権限についてでございます。

第1項の部分ですが、こちらはそれぞれの地域自治区内のことに関しまして、まず市長、その他市の機関から諮問された事項、こちらについて市長、その他市の機関に意見を述べるができる。それから、また1項の部分ですが、必要と認められる事項について意見を述べるができるということで、市長等から諮問を受けたもの、諮問は受けないけれども必要と認められる事項についても意見を述べるができるという規定が第1項の部分でございます。

第2項の部分は、次に掲げる事項であって地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないという部分ですので、意見を述べるができるというよりはさらに強い規定、市長側で意見を聞かなければならないという部分に関する規定でございます。こちらが地域審議会などと比べて、地域自治区の地域協議会の権限として強化されている部分でございます。具体的には(1)から(5)にありますように、まず新市まちづくりプランは建設計画ですが、こちらの変更に関する事項、それからこれに基づきまして新市においてから策定される新市の基本構想及び各種計画の策定、または変更に関する事項、それから各種地域計画の策定及び変更に関する事項、4番目としまして公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項、5番目としまして自治区内の住民の方々の行為等が規制される地域の指定に関する事項という5点でございます。これらの5点のうち、それぞれの地域自治区の区域内に係るものについてあらかじめ意見を聞くということになります。

第3項は、市長、その他市の機関は、これらの意見を勘案し、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならないという義務を課す規定でございます。

続きまして、第9条、こちらが地域協議会の組織に関する規定でございます。

まず、第1項、地域協議会は委員15人以内で組織するという委員の人数の規定でございます。こちらにつきましましては、委員が余り多くては実質的な協議ができないのではないか、それから余り事例としては多くないんですが、先進地域の地域自治区の協議会の事例、それから地域審議会、こちらは先例が多くございますが、これらの参考例などを見ますと、やはり15人、あるいは10人というところもございますが、こういった人数が一般的ということもありまして15人という(案)にさせていただきました。

第2項は、委員についてですが、委員は当該地域自治区の区域に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するということで、自治区内の公共的団体等を代表する者、それから学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者という3つの規定でございます。

続きまして、第10条、こちらは地域協議会の委員の任期についてでございます。

まず、第1項、委員の任期は2年とする、ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とするということ、この地域協議会の委員の任期、法律上の上限は4年となっております。4年以内で定めることができるということですが、やはり地域のことをいろいろ考えていただくに当たって、同一人物を余り長期にしない方がいいのではないか。場合によっては、もうちょっと長くしたいという必要があるときには、次の2項に規定がございますが、委員は再任することができるということで、再任で対応できるということもございまして、初めの任期の定め方としては2年とした方がいいのではないかという（案）でございます。

第3項といたしまして、地域協議会の委員はそれぞれの地域自治区内に住んでいる方という前提がございますので、その委員が区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失うというふうに規定してございます。

続きまして、第11条ですが、こちらは会長、副会長についてでございます。会長、副会長をそれぞれ1人を置いて、委員の互選により定めるという規定でございます。

続きまして、21ページの方をお願いします。

12条、こちらは地域協議会の会議ということで、会議の運営に係る一般的な内容でございます。詳細の説明は省略させていただきます。

次に、第13条、こちらは地域協議会の委員の報酬についてでございます。これは地域協議会の委員の報酬については、これを支給しないこととするということで、こちらは国の方のこの地域自治区制度をつくるに当たっての基本的な考え方ということで、地域自治区の提案の際にもご説明いたしましたように、地域協議会の委員の報酬は原則無報酬であるという考え方に立っていること、また地域自治区制度を検討してまいりました地方制度調査会においてもそういう考え方に立っていること、またこれらの法案が国会において決定された時点にも、衆参両院の総務委員会の方で附帯決議がついて原則無報酬だということ、これらの考え方につきましては、住民が主体となって地域のことを考えていただくということで、職業的なものではなくて考えるべきであるという前提がございますので、原則どおり無報酬としたものでございます。

続きまして、14条、こちらは地域協議会の庶務についてでございますが、申しわけございません、先ほどと同じ訂正をこちらでもお願いします。地域協議会の庶務は「各総合事務所」において処理するというふうになってございますが、こちらを「各庁舎」というふうに訂正をお願いいたします。

第15条は、この協議に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるという規定でございます。

地域自治区の設置に関する協議（案）についての説明は以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

本案につきましては、先ほどご意見が出ましたので、継続協議とさせていただきたいと思いますが、皆様にお諮りします。

協議第61号については、継続協議としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) 異議なしということでございますので、協議第61号は継続協議とさせていただきます。

続きまして、協議第62号 事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

鈴木次長。

○事務局次長兼調整班長(鈴木昌美) それでは、資料の23ページをお開きください。

協議第62号 事務組織及び機構の取扱いについて説明させていただきます。

これらにつきましては、これまでの協議におきまして、まず本庁、いわゆる事務所の位置については現白河市役所とすること、それから3村の現在の役場につきましては幅広い住民サービスが提供できる総合支所とするということ、それから一般職の職員についてすべて新市に引き継ぐとすること、これらについてこれまでの協議において承認をいただいている内容でございます。これらを踏まえまして、今後の事務組織及び機構の取扱いについて調整を進めるものでございます。

23ページですが、現在の4市村の事務組織及び機構について掲載しております。

まず、市長・村長部局についてですが、白河市につきましては5部、5つの部に1つの室、それから19課、表郷村が8課1室、大信村は7課1室、東村につきましては本年9月1日に組織改編がございましたので、9月1日現在の状況ということで7課2室という状況になっております。それから、水道事業関係ですが白河市において2課制、教育委員会部局関係で白河市が5課、残りの3村において各2課、行政委員会としましてそれぞれ議会事務局、選挙管理委員会事務局、それから監査委員事務局、農業委員会事務局、公平委員会事務局等がございます。白河市が5つ、3村においては4つという内容になっております。

次に、14ページですが、それぞれの4市村の教育機関、それから出先機関等について掲示しております。これらの組織について図にしたものが27ページになります。27ページをお開きください。

現行の4市村の組織をそれぞれ市長部局、それから各行政委員会等を図化したものです。27ページが白河市、28ページが表郷村、29ページが大信村、30ページが東村の現在の組織となっております。

なお、助役、収入役等につきましては、いるいないにかかわらず組織として位置づけて入れております。

また、大信村につきましては、水道事業が簡易水道ということで水道事業管理者は不在という、設置なしということになります。

続きまして、31ページの方になりますが、この表はこれらの4市村の組織につきまして、それぞれの所属課別の職員数を掲示したものです。現在の白河市の部課制に合わせまして、それぞれ課等を整理しております。その内容からいきますと、白河市は、一番右側に合計がございますが、現在399

名、表郷村は93名、大信村83名、東村80名ということになりまして、それぞれの現在の白河市の各部制に合わせますと、総務部関係には4市村において134名、市民部関係は68名というような見方になります。合計職員数が655名というのが現時点の数ということになります。

現時点の4市村の組織の状況としては、このような内容になっております。

今後、新市の組織を構築するに当たりまして、基本とすべき重点事項としたものが調整（案）となります。もう一度23ページの方へお戻りください。

今の組織の現況を踏まえまして、新市における組織の考え方なんですが、調整方針の1としまして、新市の組織及び機構については、以下の事項を基本として、合併時までに調整する。1、地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構、2、住民の声を適正に反映できる組織・機構、3、住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構、4、簡素で効率的な組織・機構、5、新たな行政課題を見据えた組織・機構、これらを踏まえまして合併時までに新市の組織を調整させていただきたいという考え方でございます。

これらの（1）から（5）の内容、それから先ほど申しました総合支所関係の体系をイメージにしたものが32ページになります。

参考としまして、新市の組織及び機構のイメージということで提示しております。

まず、全体としまして新しい白河市が大枠としてございます。左側になりますが、まず本庁がございまして、本庁の中にまず管理総合調整機能ということで、新市全体の総合調整、それから管理部門を担うということになります。1つの考え方としまして、総務企画部門、市民生活部門、保健福祉部門、産業部門、建設部門というものになります。これが市長部局ということになります。

そのほか、同じように、本庁内におきましては収入役部門となる会計部門、それから水道事業管理者部門となる水道部門、それからその右側に各行政委員会としまして教育委員会事務局、議会事務局等の行政委員会事務局が位置するというようになります。

そのほか、本庁におきましては現白河市ということになりますので、管理総合調整機能がございまして、その下にいわゆる白河地域を担当する住民サービス機能ということが位置づけられます。その内容としましては、ここに掲載した各種住民サービスの内容ということになります。現在の表郷、大信、東につきましては、これと並列的に、その右側に総合支所という位置づけで組織として位置づけることとなります。この庁舎というのは、先ほど説明申し上げました地域自治区の名称と連動することになりますので、表郷庁舎、大信庁舎、東庁舎というように記しております。

その中には、おおむね次のような内容ということで、総務部門から地域協議会事務局部門まで、担当する内容が記載してございます。そのほか、各総合支所において現在も取り扱っておりますが、会計部門、出納部門、それから水道部門、教育委員会部門、農業委員会部門がその機能として残るということになります。原則としまして、管理機能以外につきましては、基本的には現行のとおり各庁舎にその機能が残るということで、住民サービスを現行のまま実施していくという考え方になり

ます。これらが新市における組織のイメージ図ということになります。

これらにつきましては、先ほど申しましたように、早急に、単純に組織を構築できるものではないので、このような方針を踏まえまして、合併時までには新市の組織を調整させていただきたいという考え方でございます。

次に、附属機関について説明させていただきます。

附属機関につきましては、25ページをお開きください。

附属機関と申しますのは、ご承知かと思いますが、執行機関における自治紛争委員会、それから介護認定審査会、調査会、その他の調停、審査、諮問、または調査のために機関を置くことができるという自治法の規定に基づいて設置するものでございます。現在の4市村の附属機関としましては、それぞれに審議会、委員会等がございますので、それらを同等の機関と考えられるものを横並びとして25ページから記載したものでございます。

左側の区分のところの総務企画、住民生活というのは、現在のこの合併協議において行っております専門部会の分類で整理しております。それぞれ総務専門部会から、このような内容で4市村の附属機関が設置されております。

26ページにいきまして、教育関係までの内容になりますが、白河市においては28の附属機関、表郷村が25、大信村27、東村16という内容になっております。これらのうち、4市村の中で2つの市村以上に共通して設置されているものにつきましては、この中では20の附属機関ということになります。

これらの附属機関につきましては、その調整方針は、もう一度23ページの方にお戻りください。

23ページの調整方針の2番になります。附属機関については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併時に一元化する。4市村において独自に設置されているものは、新市において速やかに調整するという事で、基本的には一元化、統合、それから再編を行うということになります。これらについては当然、条例等で規定することになりますので、合併時に整理するもの、それから4市村に現時点で独自に設置されているものについては、その設置の必要性も踏まえて新市において速やかに調整するという調整方針でございます。

資料として、33ページには先進事例等、34ページには関係法令等を記載しております。特に、今説明申し上げました執行機関関係につきましては、地方自治法抜粋の中の138条の3、それから138条の4等が関係条文ということになります。

以上で事務組織の説明を終わりますが、基本的にこのような新市において大きな組織体制となりますので、合併時までには調整をさせていただきたいという調整方針でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました協議第62号につきまして、皆様からご意見をお伺いしたいと思いま

す。

(「なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) ご意見がないようですので、協議第62号は、本日確認・決定するという
ことよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) それでは、お諮りします。

協議第62号については、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) ご異議ないようですので、協議第62号 事務組織及び機構の取扱いにつ
いては提案のとおり承認することといたします。

続きまして、協議第63号 各種事務事業の取扱いのうち、交通関係についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

加藤次長。

○事務局総括次長(加藤俊夫) それでは、35ページをお開きいただきたいと思います。

協議第63号 各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務/交通関係)について、協定
項目の24-(2)ーイということになりますが、こちらについてご説明申し上げます。

36ページをお開きください。

項目的には2点です。

まず最初に、地方バス路線維持対策事業についてご説明申し上げます。

4市村の現況の欄をごらんいただきたいと思います。表郷村を除いて、それぞれ地方バス路線と
言われているものが白河市においては25路線、大信村においては3路線、東村については6路線ご
ざいます。表郷村においてはJRバスの白棚線というものが運行されておりまして、経営的には黒字
になってございます。今回の地方バス路線の維持対策事業という部分には含めてございません。

それぞれの項目について説明させていただきます。

地方バス路線と、まず白河市の欄をごらんいただきたいと思います。25路線あるうち生活交
通路線、二重の括弧になっている部分です。それと真ん中あたりに、市町村生活交通路線(運行委
託)と2つに分かれてございます。なおかつ、上の生活交通路線については、そのうち国庫対象補助
になる路線が9路線ございます。国庫補助の対象にならない路線が2路線あって、生活交通路線につ
いては合わせて11路線、下の市町村生活交通路線については、これは運行委託をしているものなん
ですが、これについては14路線で、合わせて25路線という形になります。

上の生活交通路線、二重括弧の部分についてなんですが、これはバス事業者が独自の判断で運行を
されている路線だということになります。国庫補助対象になるものとならないものとあるんですが、
その国庫補助になる条件としましては、まず複数の市町村にまたがって片道10キロ以上の距離があ

るもの、それから1日当たりの輸送量が15人から150人、それから1日当たりの運行回数が3回以上という条件がございます。これに該当するものについては、国庫から補助金という形で県を通してバス事業者の方へ直接補助金が行きます。市町村を通してではなくて、直接バス事業者の方へ交付されるということになります。ここに平成15年度補助金額ということで、白河市の例でいうと約2,656万2,000円という数字が載っておりますが、これについては国庫補助にするために運賃の補てんをしている部分と理解をいただきたいと思えます。

その下の市町村生活交通路線（運行委託）というものについては、過疎バスの部分でとらえていただきたいと思うんですが、これが市町村がバス事業者に委託をして運行してもらっている路線だということで、白河市については14路線ございます。これについて、補助金額として2,000万円弱の数字が出ておりますが、そのうちこちらについても県の補助金の一部入っております。これについては、その収支率ということで費用に対して収入がどのぐらいあるという部分で判断をされまして、それが50%を超えるのであれば3分の1は県がその市町村の補助金分を補助しますというような制度になってございます。

考え方それぞれ、大信村についても同じ、東村については生活交通路線のみで、村としてお願いして運行していただいている市町村生活交通路線というものはございません。それぞれ大信村で3路線と東村で6路線ということになってございます。

今回、先ほど国庫補助の条件として複数の市町村にまたがるものというような条件を申し上げましたが、合併によって例えば白河市と大信村、白河市と東村の間で運行されているものが、合併によってこの補助の要件から外れてしまうというような問題がありましたが、これについては国の合併支援策で補助対象外ということにならないように支援措置が設けられております。内容的には、平成13年の3月31日現在における市町村の状況によるというものです。13年の3月末日において合併前でそれぞれの別個の市町村であれば、合併して1つになったとしても今までどおり国庫補助金が来ますというような支援措置が設けられております。

調整方針としましては、36ページの1番なんですけど、地方バス路線維持対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において効果的な運行に向け調整することになってございます。現在、各市村においてバス路線の見直しというのは経常的にやっております。そうした結果を踏まえて、新市において最も効果的な運行が図られるような調整をするということ、この1番の調整方針で言ってございます。

続きまして、37ページの方、福島県市民交通災害共済事業という部分に入ります。

こちらにつきましては、県内の10市で共済組合を組織して、この共済事業を行っているという状況でございます。目的としましては、交通事故による災害を受けた者を救済するための共済制度だということです。加入資格としては、ここでいうと10市だけなものですから、いわゆる市に居住して住民基本台帳に記録され、または外国人登録をしている者ということで、共済期間については毎

年4月1日から翌年の3月31日までの1年間ということになります。会費については、子供も大人も同じく1人年間500円で、任意加入であり強制ではございません。共済見舞金の額については、交通事故に遭われた方は、その程度に応じてこちらに記載のとおりの見舞金が支払われるということになってございます。平成15年度の実績としまして、加入状況でいうと54.9%、2万6,524名の方がこの制度に加入をされているということで、会費収入としては1,300万円程度、それから見舞金の支給の状況については156件、649万円という実績になってございます。

これの調整方針としましては、36ページの2番目、福島県市民交通災害共済事業については、白河市の例により新市に引き継ぐものとするということで、合併後は市全体の住民の皆さんを対象にやっていますというような調整方針になってございます。

38ページについては、先進事例ということで挙げてございます。

協議第63号については以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました協議第63号について、皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

矢口委員。

○矢口秀章委員 県民共済について、ちょっと事務局の方にお聞きしたいんですが、単年度収支黒字の計算になるんですが、この黒字分は基金とか、他に流用するとかということになるんでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思います。

加藤次長。

○事務局総括次長（加藤俊夫） 申しわけありません。説明がちょっと漏れた部分もございました。

お質しのように、1,300万円の支出があって支出が600万円だということで、差額分がいわゆる浮いたお金になるんですが、これについては災害共済組合の方で基金として積み立てるほか、各市に対して事務費という形での割り戻し等もございます。

以上です。

○議長（成井英夫会長） よろしいですか。

（発言する声なし）

○議長（成井英夫会長） ご意見がほかにないようですので、協議第63号につきまして、本日確認・決定することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） それでは、お諮りします。

協議第63号について、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議ないようですので、協議第63号 各種事務事業の取扱いのうち交通関係については提案のとおり承認することといたします。

ここで暫時休議をいたします。

再開は10分後にお願いいたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（成井英夫会長） それでは、協議を再開させていただきます。

協議第60号 新市建設計画（案）についてを議題といたします。

計画の内容につきましては、前々回の協議会において説明をいただいておりますので、早速、皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

なお、建設計画についてはボリュームが大変多くなっております。そういうことにおきまして、最初に第1章から第4章の新しいまちづくりの基本方針までをまず協議させていただき、その後、第5章の新市の施策以降について協議するという進め方で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、第4章までについて、ご意見等がありましたらお願いいたします。

穂積委員。

○穂積栄治委員 表郷の考えを申し上げます。

この新市建設計画につきましては、村における審議がまだ不十分ですので、できれば本日は継続審議としていただくように取り計らいをお願いいたします。

○議長（成井英夫会長） ただいま継続協議というお話がございました。もし、ここがという意見がありましたらお伺いしておきまして、穂積委員からの継続協議とのご意見も踏まえて、それについては次回の協議会においても諮らせていただきます。

まず、ほかにご意見等がありましたらお願いします。

藤田久男委員。

○藤田久男委員 東の藤田です。

今、穂積委員の方から出ました継続ということで、東村でもそのような方向付けでお願いしたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 大信村の委員の方々からございますか。

鈴木勇一委員。

○鈴木勇一委員 大信村でもそのようにお願いできれば。

○議長（成井英夫会長） 白河市の委員の方々からご意見ありますか。

深谷久雄委員。

○深谷久雄委員 白河の深谷です。

それでは、せつかくのことでございますので、私の方からは、5ページのその他の④の欄で、財政計画についての関係についてシミュレーションがつくられているんですが、この表に3村と白河市と決算の関係、平成13年度の決算、14年度の決算、15年度の決算、16年度現計予算、それで現計予算

の中で、恐らく各市村とも12月の補正のヒアリングといたしますか、補正予算の編成の段階に入っていると思いますので、税収の見込み、交付税の収入の見込み、それから起債ですか、市債の関係、事業の進行状況を含めたものを再度、表として提出をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ただいまございました点につきましては、前に皆様の方に資料として渡っていると思うんです。地方債の残高と債務負担行為等につきまして出ております。そうすると、それ以外について求めていることは、今お話し当初予算等についてでしょうか。

○深谷久雄委員 平成16年度の予算の関係が多分今後変更されていくと思います。そういう見込みを入れていただきたいということになりますね。

○議長（成井英夫会長） 事務局の方で大丈夫ですか。

○事務局総括次長（中島博） わかりました。

○議長（成井英夫会長） ほかにございませんか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ないようでございますので、本日は継続協議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、協議第60号 新市建設計画（案）については継続協議といたします。

続きまして、その他に入らせていただきます。

第11回協議会の開催日程について、事務局から説明を願います。

大戸委員。

○大戸文治委員 大信村の大戸です。

13号の議案の議員の定数及び任期の取扱いについて、白河の議長さんをお願いしたいんですけども、事前に各市村の議員で何度か話し合いを持って、次の会議にスムーズに行くようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 大変ありがとうございます。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局長（木村全孝） それでは、第11回合併協議会の日程につきましては、11月26日、金曜日、1時半から、表郷村のホテル&コテージ白河関の里で予定しておりますので、よろしくお願います。

○議長（成井英夫会長） ただいま説明がございました。次回は11月26日、金曜日、午後1時30分、表郷村で開催するということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) ご異議なしということですので、次回は11月26日、表郷村において開催することといたします。

次に、その他に移ります。

大戸委員から先ほどお話がございました。11月26日の協議会までに4市村議会において是非とも必ず決定を見るように努力していただきたいという旨だと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

そのほかありませんか。

藤田清委員。

○藤田 清委員 今、うちの方の大戸委員から、白河市と村の議員との話し合いという提案がありましたけれども、それは正副議長とこの協議会の中の議員なのか、それとも全議員での交流会の意見の調整を図ってほしいというのか、どちらの方でお望みなのか。

大戸委員、これは意思を決定してくださいというのは、議会全体の問題ですので、これは議会全体で決定してきてくださいということだろうと私は思ったんですけれども。

○大戸文治委員 できれば、ここにいます4市村の代表で来ておられます議員の方々も話し合いを持っていただきたいと思うんですが、そういう意味で言ったわけです。

○藤田 清委員 そうしますと、議員全員と、あとこの合併協の委員も合流してですか。

○大戸文治委員 委員じゃなくて、こちらにいる議員の方々です。副議長、議長さんと、あと議会選出の議員ですか、これらの方です。

○藤田 清委員 3人だと、なかなか個人個人、議員の考え方を集約するまでの以前の交流関係も持たないと、我々議員3人でその決定を図るというまでにはちょっと難しい面もあるのかなと。やはりこうなると、白河市のもう議員全員での話し合いをオープンでやらないとだめなんではないかなという感じがしますけれども、そのような感じで私は思うんですけれども、ほかの委員さんにもひとつお聞きしたいと思えます。

○議長(成井英夫会長) 意見の集約の方法には、それぞれの議会議長さんが責任を持っていただいて、きちっと決めていただきたいということですよ、大戸委員さんね。

○大戸文治委員 はい

○議長(成井英夫会長) そのように、よろしくお願いを申し上げます。

そのほかございませんか。

(「なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) ないようでございますので、私から1つだけ皆様方に感謝の気持ちを述べさせていただきます。

本日は、大変本当に皆様方、一つの気持ちを持っていただきまして、やはり新市を形成していこう

というお気持ちというものが大切であるということを実感させていただきました。心から御礼を申し上げたいと思います。

11月26日、また素晴らしい協議会でありますことをお願いを申し上げ、本日の会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○事務局総括次長（加藤俊夫） 会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、本日も長時間にわたりご協議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第10回の協議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 3時57分 閉会

上記会議の経過は、事務局が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名いたします。

平成17年1月20日

署 名 委 員

佐川京子

署 名 委 員

荒井一郎

署 名 委 員

大谷英明

署 名 委 員

金澤幸子